

7 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和 8 年 7 月 21 日（火） 午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	垣見教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計 5 人出席】
	事務局	槇野課長補佐、谷埜
	理事者	若林教育部長、保田子ども未来部長、土田教育部次長、牧野教育部次長、小林教育政策課長、安井教育総務課長、宮崎文化財課長、西村学校教育課長、杉田いじめ防止生徒指導課長、増田子ども政策課長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	1 議案	
	議案第 15 号 議案第 16 号 議案第 17 号 議案第 18 号 議案第 19 号	奈良市指定文化財の指定について【非公開】 奈良市指定文化財の一部指定解除について【非公開】 令和 9 年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項について【非公開】 奈良市いじめ防止基本方針の改定について 奈良市立学校設置条例の一部改正について【非公開】
決定取り纏め事項	2 その他報告事項	
	その他報告事項（1）	奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について【非公開】
決定取り纏め事項	1 議案	
	議案第 15 号	奈良市指定文化財の指定については、原案どおり可決した。
	議案第 16 号	奈良市指定文化財の一部指定解除については、原案どおり可決した。
決定取り纏め事項	議案第 17 号	令和 9 年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項については、原案どおり可決した。

	議案第 18 号 奈良市いじめ防止基本方針の改定については、 原案どおり可決した。 議案第 19 号 奈良市立学校設置条例の一部改正については、 原案どおり可決した。 2 その他報告事項 その他報告事項（１） 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発 生報告並びに調査開始については、報告を受 けた。
担 当 課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	7 月の定例教育委員会会議を始めさせていただきます。まず事務局より資料の説明をお願いいたします。
事 務 局	本日の資料につきましては既にお配りしているとおりでございます。 なお、その他報告事項（１）の資料につきましては会議終了後回収させていただきます。
教 育 長	本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。ただいまから 7 月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名委員は私と新井委員にお願いします。 次に会議録の確認を行います。6 月定例教育委員会会議の署名委員は柳澤委員です。柳澤委員には 7 月 14 日の事前説明の場ですでに署名をいただいておりますので、ご報告いたします。 傍聴者がおられませんので、案件に入らせていただきます。本日の案件は議案 5 件、その他報告事項 1 件となっております。なお、前月使用承認いたしました後援名義は 27 件でございました。 本日の案件のうち、議案第 15 号、16 号、17 号、19 号は奈良市情報公開条例第 7 条第 5 号に、その他報告事項（１）は第 7 条第 2 号に該当する事項が含まれているため非公開として審議すべきであると思いますが、よろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第 15 号、16 号、17 号、19 号、その他報告事項（１）は非公開とし、その他報告事項（１）は関係理事者のみでの審議といたします。

	それでは公開案件から始めます。議案第 18 号「奈良市いじめ防止基本方針の改定について」、いじめ防止生徒指導課長より説明願います。
いじめ防止生徒指導課長	平成 30 年 4 月に奈良市いじめ防止基本方針を策定し、令和 5 年 7 月に改定いたしました。様々ないじめ問題に迅速かつ適切に対応する必要性が今後一層求められることから、本基本方針の見直しを行うものです。 本市では、これまで「奈良市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、いじめが起こった場合には、いじめを受けている側の児童生徒や保護者の気持ちに寄り添い、当該児童生徒へのケアや、いじめを行った児童生徒への適切な指導に学校全体で、時には関係機関と連携しながら迅速な対応に努めてまいりました。近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中で、いじめの問題についても多様化するとともに、より複雑になり、深刻化する傾向にあります。 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する極めて深刻な人権問題であり、決して許されるものではありません。子どもたちをいじめの被害者にも加害者にも、また傍観者にもさせないという内容の基本方針となるよう、本市のこれまでの取組に加え、改訂版生徒指導提要の視点を盛り込むとともに、増加するいじめ重大事態への対応について、より適切に対応できる具体的なものとなるよう改定を進めてまいりたいと考えております。お手元に改定案としての基本方針をお配りさせていただいております。従来の取組において、本市として大事にしてきた部分を残しつつ、国の改訂内容や、本市におけるこれまでの対応が困難な事案から見えてきた課題などを今回の基本方針の中に盛り込んでおります。各学校がこの基本方針に基づき、適切かつ迅速にいじめ問題へ対応できるよう、改定を進めてまいりたいと考えております。 特にいじめの重大事態に対する対応につきましては、現行でも触れておりますが、各学校が自分たちの力で重大事態に取り組んでいけるよう、より詳細なものに作り上げていきたいという趣旨で、今回改定を進めてまいります。先にも申しましたとおり、改訂された生徒指導提要の中身をふんだんに盛り込む形で、今回の基本方針を作っていきたいと考えております。
教 育 長	それでは、今の内容についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。
川 村 委 員	資料をたくさんいただき、すべて完全に把握していると言い切れない部分があるんですけども、目を通させていただきました。まず「いじめ防止基本方針」の改定に伴い、3 つ大切にに取り組んでいただきたいことがあります。まずはインターネットや SNS による見えないいじめへの対応も強化するということです。11 ページの「情報モラル教育の充実」、14 ページの「学校における取組」等に文言が書かれています。ネット上の書き込み等

は時に犯罪になり得るということを、具体的に書くのは大切だと思います。もちろん、教育の充実も言葉とともに行動でも表していただけたらと思います。

2点目です。今、子どもが多様化しています。発達障害、不登校傾向、ヤングケアラー、マイノリティ、外国籍の子どももいます。特性がある子どもや、そのような境遇を持つ子どもが孤立しやすく、いじめの標的になりやすいという現実を受け止めています。学校現場の先生方には、子どもたちが日常的に違いを尊重し合える学級づくりを意識してもらいたいと思います。11 ページに「いじめ対応教員をはじめ各校の教職員の資質向上を図るための研修会を開催する」とあります。私は「各校すべての教職員」とし、「すべて」という言葉を入れていただきたいと切に願います。

3点目、学校だけで抱え込まない環境づくりや早期対応、外部連携も、学校におけるいじめの防止等の対策組織として12 ページから13 ページに書かれています。その中で少し寂しいなと思ったのが、生徒指導提要第1章「生徒指導の基礎」最後のページには、地域の人々との連携が載っています。奈良市では「地域学校協働活動」、「奈良市地域教育協議会」というコミュニティスクールがあります。地域で学校を支えている方たちの取組を学校現場でも取り込んでいただいて、地域の大人と一緒に子どもを育てるという言葉がもう少し強く入ってくれたらと願っています。

今回4年ぶりの改定ということで、厳しく取り締まるルールを作るわけではなく、どの子どもも安心して過ごせる居場所、セーフティネットを皆さんや私達でどう作るかという視点を持ってアップデートしていきたいと思っています。

いじめ防止生徒指導課長

いただきましたご意見を参考に、今後策定委員会の方で検討していきたいと考えております。

教 育 長

他にございますでしょうか。

柳 澤 委 員

私も本編だけを見させていただきました。従来から申し上げているのですけれども、1つはいじめを受けた子どもや保護者側に教員が寄り添うことは、適切な対応です。ただ、資料にある「関係修復」という言葉について、大学関係者として話します。大学でもハラスメントなどのトラブルがありますが、被害を受けた学生の聞き取りを行う際、加害とされる学生にもほぼ同じウエイトで丁寧に対応します。両方の言い分をしっかりと聞くことで、大学側が公平・中立な立場で見えるようになり、結果として納得感のある解決につながりやすくなります。学校現場での関係修復においても両者へのアプローチが大切ではないでしょうか。いじめを受けた子どもに寄り添っていくことは、先ほど申し上げたように正しいですけれども、その結果、いじめをしたと自覚しているか分からない段階では指導が難しく

	なります。関係修復の前段階に、被害を受けた子どもの訴えを十分聞き取って教員間で整理すると同時に、いじめを行った側に対しても聞き取りを行う必要があります。ここでの対応はいきなり指導するのではなく、丁寧な聞き取りが求められます。先ほど SNS の話が出ましたが、「相手（加害者）がこう言っているけれど、どう思う？」と被害者に直接聞くことはできません。そこは状況を把握する学校側が適切に情報を整理し、間に入ってフォローしなければなりません。なぜなら、場合によっては互いに主張が食い違い、訴えたもの勝ちになってしまうこともあるからです。先生にはそうならないよう十分寄り添いながら、ある程度は客観的に全体を見る力も付けていただきたい。そうした意図を込めて、19 ページ「関係修復」の最初のところや「保護者への協力要請」の手前の部分に、双方への丁寧な聞き取りと状況把握のプロセスを詳しく書き込んでいただけるとありがたいです。
いじめ防止生徒指導課長	ご意見として参考にさせていただきます。ありがとうございます。
教 育 長	他はどうでしょうか。
梅 田 委 員	市の基本方針が改定されていくことで、学校の基本方針も見直されます。結果として現場の先生方が迷わずに迅速に動ける、実効性のある方針にしていくことが大切だと思います。今柳澤委員からお話がありましたけれども、入口の対応は本当に重要です。重大事態に至らないためにも、関係修復も含めて入口で丁寧に対応することが何より大切だと思っています。19 ページに追加された「関係修復」という一行も、それに関わる非常に大切なことであると思っています。今回の改定において、入口への対応について担当課として持っておられる視点があれば教えていただきたいと思います。
いじめ防止生徒指導課長	本市において対応が困難な事例や対応が長期化した事例では、当課も学校の対応に加わり、時には保護者の方とも接しながら対応を進めてまいりました。その中で見えてきたのは、トラブルが発生する前の些細な段階で、学校が双方の子どもや保護者に対してどこまで丁寧に関わっているかという点です。十分に関わっている事案は問題が大きくならずに学校における指導の中で改善され、修復されていくケースが多いように感じています。 逆に、困難化、長期化していくものは、最初のボタンのかけ違いが最終まで改善されず、時間が経つほど溝が深まっていき、極端な場合では保護者の方が学校に対する信用をなくしてしまい、もう学校の対応はいらないから転校するというケースも出てくるように感じています。 未然防止ということも含め、子どもたちの間で起こる日常のトラブルについて、いじめの重大事態になる前に担任を中心に教員が丁寧に関われる

	か、子どもとしっかり信頼関係が作れるかで、いじめの対応も随分変わってくるというのが肌感覚として持っているところです。学校の中で日常的な子どもとの関わりにも重点を置いた、そういう意味合いを含んだ内容を基本方針として学校に示すことを考えています。
梅 田 委 員	ありがとうございます。ぜひ議論を進めていただきたいと思います。諮問していただくことについては、異議はございません。
教 育 長	新井委員いかがでしょうか。
新 井 委 員	自分が子どもの時を振り返ると、よく考えられていると思います。その時から比べるとすごく丁寧に対応されている。先ほど川村委員が SNS のお話をされたんですけども、奈良市を超えて広域となった場合にどう対応するのかも、今後課題として出てくると思います。どのように他の自治体と連携するのか、奈良市だと京都も関わって県内にとどまらない場合が出てくるので、そういった場合の対応方針を書かれた方がいいと思いました。 あとは先生方がノウハウをどのように身に付けていくか、ツールとして何かできることはないのか、11 ページで「こころとからだの健康観察アプリ」が新しく出ているんですけども、こういうもので効果が出ると非常にいいなと思っています。脚注を読んでいると、児童生徒が入力するのが基本となっています。普段から毎日入力する習慣がついている状態だと、心情の変化が読み取れると思うんですけども、何かあったときに書き込む状態だと変化は読み取れないと思います。理想的にはグーグルクラスルームとか、チャットツールか何か、普段から会話している様子が AI で分析されるものがあって、変化がとらえられるような仕組みを調査しながら積極的に導入していくことが、今後できることかなと思っています。そういう検討をされることも基本方針に入れるといいと思いました。
いじめ防止生徒指導課長	各委員からいただいたご意見を盛り込んで改定を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
川 村 委 員	今「こころとからだの健康観察アプリ」のお話が出たんですが、これは学校現場の先生方が確認するということでしょうか。
いじめ防止生徒指導課長	現在本市で運用している「STANDBY」というアプリがあります。これはスタンバイ株式会社が作成している機能です。毎日朝の会、終わりの会で心の天気を一人 1 台端末を使って子どもが登録し、その変化を見ていくものです。ゆくゆくは AI 機能を盛り込み、AI が子どもの危険レベルを判定したものを教員が確認し、事前に子どもに声かけすることで適切な支援、相

	談先につなぐことを目的に、今年度実証実験を行っています。2 学期には各校へ導入するよう進めているところです。
川 村 委 員	ありがとうございます。先生方の負担を少し考えてしまって、いずれは AI が目視できるデータを提示してくれるということで安心しました。
柳 澤 委 員	AI の活用においては、教員の感性が鈍ってしまう懸念があります。毎日届くデータをもとに自動で判定が出されると、教員がこれまで培ってきた感性が鈍って「機械に任せておけば大丈夫」と思ってしまう可能性がある。今はまさに過渡期と言えます。今現場にいる先生方の多くは、子どもの反応を見て感性を培ってきました。一方で、これから AI が前提の新しい世代が入ってきた時に、指導の切り替えや定着をどう扱うべきでしょうか。さまざまな可能性を踏まえながら進める必要があります。例えば、最初はあえて AI の判定を伏せておき、1 週間～1 ヶ月ほど経ったタイミングで開示する。そうすれば教員は「自分の見立ては AI のデータと一致していた」と実感でき、AI を信頼するための肌感覚を得ることができます。こうした感覚を大切にしながら AI との向き合い方を考えていくべきです。
教 育 長	他よろしいでしょうか。先ほど課長からもありましたけれども、生徒指導における「重層的支援」について、生徒指導提要の 128 ページに載っています。様々な方法を重ねることで子どもたちを支援し、未然防止の観点から対応していくことが前提になると考えています。 先ほどご意見をいただいたように、教員の感覚だけでなく様々なツールを活用しながら子どもたちの様子を早期に捉えることが必要だと思います。学校の状況は様々ですが、心理的安全性を確保し、子どもたちが相談しやすく、思いを打ち明けられる関係性は普段から作っていきたいと思います。また状況を委員会からご報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議案第 18 号「奈良市いじめ防止基本方針の改定について」採決をさせていただきます。本案を原案どおり可決することに決しまして異議ございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第 18 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。
非 公 開 案 件	この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び奈良市教育委員会会議規則第 5 条の 2 の規定により非公開とする。

文 化 財 課 長	議案第 15 号「奈良市指定文化財の指定について」、文化財課長より概要説明。 本件については、原案どおり可決した。
文 化 財 課 長	議案第 16 号「奈良市指定文化財の一部指定解除について」、文化財課長より概要説明。 本件については、原案どおり可決した。
学校教育課長	議案第 17 号「令和 9 年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項について」、学校教育課長より概要説明。 本件については、原案どおり可決した。
子ども政策課長	議案第 19 号「奈良市立学校設置条例の一部改正について」、子ども政策課長より概要説明。 本件については、原案どおり可決した。
いじめ防止生徒指導課長	その他報告事項（１）「奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。 本件については、報告を受けた。
教 育 長	これで本日のすべての案件は終了いたしました。その他ご意見、ご連絡はございますか。これをもちまして本日の教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。